

設計及び工事計画軽微変更届出書

(川内原子力発電所第1号機)

原 発 本 第 7 号
令和 4 年 4 月 15 日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

別紙のとおり設計及び工事の計画を変更したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9第6項の規定により届け出ます。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
代表者 氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

2. 変更に係る発電用原子炉施設の概要

1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 川内原子力発電所
所 在 地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山

2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力 1,780,000kW
第 1 号機 890,000kW (今回届出分)
第 2 号機 890,000kW
周 波 数 60Hz

3 変更に係る発電用原子炉施設の種類

その他発電用原子炉の附属施設

2 常用電源設備

4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 第 1 項又は第 2 項の認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和元年 11 月 22 日
認可番号 原規規発第 1911181 号

4. 変更の内容

別紙一のとおり

5. 変更の理由

令和元年11月22日付け原規規発第1911181号にて認可された受電系統の変更に係る工事の計画において、220kV送電線は川内火力発電所の開閉所及び新鹿児島変電所に連携することを基本設計方針に記載しているが、川内火力発電所を廃止したことから、基本設計方針に記載している川内火力発電所の開閉所の名称を川薩系統開閉所に変更する。

4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条(定義)による。それ以外の用語については以下に定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」(解釈を含む)を重要施設とする。(以下「重要施設」という。) 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。(以下「安全施設」という。) 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。(以下「重要安全施設」という。) 	変更なし
<p>第2章 個別項目</p> <p>1 保安電源設備</p> <p>1.2 電線路の独立性及び物理的分離</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、送受電可能な回線として、500kV送電線1ルート2回線及び220kV送電線2ルート4回線の合計3ルート6回線にて、電力系統に接続する設計とする。</p> <p>500kV送電線は、南九州変電所に連系する。また、220kV送電線は、川内火力発電所の開閉所及び新鹿児島変電所に連系する。</p> <p>これらの送電線は、上流側の接続先において1つの変電所又は開閉所のみに連系していないため、1つの変電所又は開閉所が停止することによって、当該発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態に至らない設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、電線路のうち少なくとも1ルートが、同一の送電鉄塔に架線されていない、他のルートと物理的に分離された送電線から受電する設計とする。</p> <p>また、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地の崩壊に対し鉄塔基礎の安定性が確保され、台風等による強風発生時の事故防止対策が図られ、更に送電線の交差箇所において必要な離隔距離が確保された送電線から受電する設計とする。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1 保安電源設備</p> <p>1.2 電線路の独立性及び物理的分離</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、送受電可能な回線として、500kV送電線1ルート2回線及び220kV送電線2ルート4回線の合計3ルート6回線にて、電力系統に接続する設計とする。</p> <p>500kV送電線は、南九州変電所に連系する。また、220kV送電線は、川薩系統開閉所及び新鹿児島変電所に連系する。</p> <p>これらの送電線は、上流側の接続先において1つの変電所又は開閉所のみに連系していないため、1つの変電所又は開閉所が停止することによって、当該発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態に至らない設計とする。</p> <p>設計基準対象施設は、電線路のうち少なくとも1ルートが、同一の送電鉄塔に架線されていない、他のルートと物理的に分離された送電線から受電する設計とする。</p> <p>また、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地の崩壊に対し鉄塔基礎の安定性が確保され、台風等による強風発生時の事故防止対策が図られ、更に送電線の交差箇所において必要な離隔距離が確保された送電線から受電する設計とする。</p>